

大阪府監査委員告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年10月30日

大阪府監査委員	和田 秋夫
同	赤木 明夫
同	大西 寛文
同	西野 修平
同	山本 浩二

委員意見に対する措置

（独立行政法人スポーツ振興センター災害共済制度の加入について）

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育振興室保健体育課）
監査実施年月日	平成24年5月29日から平成24年7月31日まで
監査の結果	措置の状況
<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度は、学校等の管理下において、児童、生徒等に災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）が行われるものである。</p> <p>大阪府は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が実施する独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入している。</p> <p>この制度には次の課題が存在するので是正に向けた取組を行われない。</p> <p>(1) 教育委員会は、保護者負担金の納入の有無にかかわらず、セ</p>	<p>(1)（滞納を発生させないための事務改善【保護者の災害救済制度への理解の周知徹底】について） 平成25年8月2日措置済み</p> <p>(2)（共済掛金の保護者負担率の検討について） 平成25年8月2日措置済み</p> <p>(3)（効率的な債権徴収について） 平成25年8月2日措置済み</p> <p>(4)（「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に基づき債権の整理を行うことの検討について） 時効期間（10年）を超えた債権について、「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」が平成26年3月27日付けで改正されたことから、</p>

ンターに加入希望者の全員分の共済掛金の全額を支払っている。そのため保護者負担金を支払っていない場合であっても、同制度に加入することとなっている。保護者に対する制度の周知や保護者負担金の徴収に係る仕組など事務処理の改善を行い、滞納を発生させない仕組を検討されたい。

(2) 大阪府立高等学校（全日制課程）の保護者負担の割合は83.65%であり、47都道府県中17番目に高いが、他府県では保護者の負担を法令で定める最大限の9割としている県もある。財政状況の厳しい中、今後の共済掛金の動向を見極めながら負担率を検討すべきである。

(3) 保護者負担金の収入未済額は平成21年度5,920千円、平成22年度6,765千円、平成23年度7,320千円と年々増加傾向にある。本債権の徴収事務は学校が行っているが、教育委員会事務局においても授業料等と併せて法的措置（支払督促申立て）を行うなど、効率的な債権の徴収を行うこととされたい。

(4) 本債権については、時効期間（10年）を超える債権が多数存在する。これらの債権については、徴収の可能性が極めて低いと考えられるが、これまで不納欠損や債権の放棄をした事例はない。徴収に係るコストを勘案し、「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき整理を行うことを検討されたい。

同条例第6条第3項及び第4項により、知事の専決処分により債権放棄し、平成27年2月定例府議会において、議案の報告後、不納欠損処理をした。